

### 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
株式会社鴻池組(大阪府大阪市中央区北久宝寺町3-6-1)[1000004555]  
極東興和株式会社(広島県広島市東区光町2-6-31)[7000000505]
2. 資格登録停止措置の期間  
令和3年4月16日 ~ 令和3年5月15日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該有資格者は、令和2年6月11日「東名高速道路(特定更新等)庄内川橋他1橋床版取替工事」(名古屋支社発注)において、呼吸用保護具の交換を行わなかったことにより、剥離剤の塗布作業を行っていた作業員が、急性ベンジルアルコール中毒のため緊急搬送される事故を発生させた。
5. 資格停止措置理由  
資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)